平成14年9月12日宣告 平成13年(わ)第1291号, 同14年(わ)第50号, 同第165号, 同第363号, 同第501号, 同第615号 詐欺被告事件

判決

主

被告人を懲役4年6月に処する。 未決勾留日数中170日をその刑に算入する。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人は,

- 第1 A, B及びCと共謀の上, 交通事故を装い, 農業協同組合から自動車共済金を詐取しようと企て, 平成11年11月29日午後8時10分ころ, 北九州市a区jk番付近道路において, 上記Cが運転する軽四輪乗用自動車(トゥデイ)を駐車中の普通乗用自動車(ベントレー)に故意に衝突させた上, 上記日時・場所において, 上記Cが運転する上記トゥデイを被告人が運転する上記ペントレーに衝突させたとする虚偽の交通事故を作出し, 上記Cが α 農業協同組合との間に締結していた自動車共済契約に基づき, あたかも上記Cが運転する上記トゥデイが不慮の交通事故により被告人が運転する上記ペントレー等に損害を与えたように装い, 上記Cが, 同月30日ころ, 同市b区Im丁目n番の号所在の α 農業協同組合において, 同組合職員Mに対し, 自動車共済金支払請求書を提出するなどして上記自動車共済契約に基づく対物賠償共済金及び車両共済金の支払を請求し, v ϕ サービスセンター長Nをしてその旨誤信させ, よって, 同年12月17日, v 職員をして, 同市c区pq丁目r番s号所在の β 銀行 γ 支店の N. M. K代表Y名義の普通預金口座に, 上記対物賠償共済金及び上記車両共済金として合計692万4600円を振込送金させ,
- 第2 D, E及びFと共謀の上, 交通事故を装い, 保険会社から対物賠償保険金名下に金員を詐取しようと企て, 平成12年12月17日午後6時30分ころ, 福岡県d郡e町大字t u番地のv所在の δ グラウンド北側駐車場において, 上記Dが運転する普通乗用自動車(フェスティバ)を被告人が運転する普通乗用自動車(BMW)に故意に衝突させた上, 同県f市大字wx番地所在の合資会社 ϵ 付近道路まで上記各車両を搬送するなどし, 同日午後7時ころ, 同所において, 上記Fが運転する上記フェスティバを上記Eが運転する上記BMWに衝突させたとする虚偽の交通事故を作出し, 上記Fが当時の ξ 火災保険株式会社との間に締結していた自動車保険契約に基づき, あたかも同人が運転する車両が不慮の交通事故により上記Eが運転する車両に損害を与えたように装い, 上記Fが, 同月22日ころ, 同県d郡g町大字yz番地のj付近路上において, 同所に設置された郵便ポストから北九州市a区k町l丁目m番n号所在の上記 ξ 火災保険株式会社 ξ サービスセンターあてに同人作成名義の自動車保険金請求書を郵送するなどして上記自動車保険契約に基づく対物賠償保険金の支払を請求し, 同サービスセンター所長Oをしてその旨誤信させ, よって, 同月27日, 同社係員をして, 同区のp丁目 ξ のをしてその旨誤信させ, よって, 同月27日, 同社係員をして, 同区のp丁目 ξ の方式の対象を開発する。
- 第3 G、H及び上記Dと共謀の上、交通事故を装い、保険会社から対物賠償保険金名下に金員を詐取しようと企て、同月18日午後7時ころ、福岡市h区st丁目u番v号付近道路等において、上記Dが運転する普通乗用自動車(シビック)を被告人が運転する普通乗用自動車(ポンテアック)に故意に衝突させるなどした上、同区wx丁目y番z号付近道路まで上記各車両を搬送し、同日午後7時30分ころ、同所において、上記Hが運転する上記シビックを上記Gが運転する上記ポンテアックに衝突させたとする虚偽の交通事故を作出し、上記Hが当時の θ 火災海上保険株式会社との間に締結していた同人運転車両に係る自動車保険契約に基づき、あたかも同人運転の車両が不慮の交通事故により上記G運転の車両に損害を与えたように装い、上記Hが、同月25日ころ、福岡市h区jk丁目l番m号付近路上において、同所に設置された郵便ポストから大分市no丁目p番q号所在の上記 θ 火災海上保険株式会社 ϕ サービスセンターあてに同人作成名義の保険金請求書を郵送するなどして上記自動車保険契約に基づく対物賠償保険金の支払を請求し、同社 ϕ サービスセンター長Pをしてその旨

誤信させ,よって,同13年1月24日,同社係員をして,上記第2記載のX代表Y名義の普通預金口座に,上記対物賠償保険金名下に119万0700円を振込送金させ,

- 第5 上記D, 上記E, J及びKと共謀の上, 交通事故を装い, 保険会社から対物賠償保険金名下に金員を詐取しようと企て, 同年2月4日午後9時ころ, 北九州市a区wx丁目y番z号所在の株式会社 λ μ 店駐車場において, 被告人が, 軽四輪乗用自動車(アルト)を普通乗用自動車(BMW)に故意に衝突させた上, 同区jk丁目l番m号付近道路まで上記各車両を搬送するなどし, 同日午後9時45分ころ, 同所において, 上記Jが運転する上記軽四輪乗用自動車を上記Kが運転する上記普通乗用自動車に衝突させたとする虚偽の交通事故を作出し, Rが当時の ξ 火災海上保険株式会社との間に締結していた自動車保険契約に基づき, あたかも同人から使用を承諾された上記Jが運転する上記軽四輪乗用自動車が不慮の交通事故により上記Kが運転する上記普通乗用自動車に損害を与えたように装い, 上記Jが, 同月5日, 情を知らないSをして,福岡県f市no番地の β 火災海上保険株式会社 β サービスセンターに自動車保険事故通知受付メモをファックス送信させるなどして上記自動車保険契約に基づく対物賠償保険金の支払を請求し, 同サービスセンター長Tをしてその旨誤信させ, よって, 同月9日, 同サービスセンター係員をして, 前記第2記載のX代表Y名義の普通預金口座に, 上記対物賠償保険金名下に180万円を振込送金させ,
- 第6 上記D, 上記E及びLと共謀の上, 交通事故を装い, 保険会社から自動車保険金を
 詐取しようと企て, 同年3月20日午後7時50分ころ, 北九州市a区wx丁目y番z号所
 在の株式会社λμ店駐車場において, 被告人が運転する普通乗用自動車(マーク
 Ⅱ)を駐車中の普通乗用自動車(キャデラック)に故意に衝突させた上, 同区jk丁目1
 番m号付近道路まで上記各車両を搬送し, 同日午後8時30分ころ, 同所において, 上記Lが運転する上記マークⅡを上記Eが運転する上記キャデラックに衝突させたと
 する虚偽の交通事故を作出し, 上記Lが ο 海上火災保険株式会社との間に締結して
 いた自動車保険契約に基づき, あたかも同人が運転する上記マークⅡが不慮の交通
 事故により上記Eが運転する上記キャデラック等に損害を与えたように装い, 上記L
 が, 同月29日ころ, 同市i区no丁目p番qーr号室所在の π保険事務所から, 情を知ら
 ないUをして, 同市a区s町t丁目u番v号所在の ο 海上火災保険株式会社 ω サービス
 第二課に自動車保険金請求書を提出させるなどして上記自動車保険契約に基づく
 対物賠償保険金及び車両保険金の支払を請求し, 同損害サービス第二課長Vほか
 1名をしてその旨誤信させ, よって, 同損害サービス第二課係員をして,
 - 1 同年4月10日, 前記第2記載のX代表Y名義の普通預金口座に, 上記対物賠償保険金名下に140万円を振込送金させ,
 - 2 同年5月8日, 同市b区wx丁目y番z号所在の ρ 信用金庫 σ 支店のL名義の普通預金口座に、上記車両保険金名下に15万7840円を振込送金させ、

もって、いずれも人を欺いて財物を交付させたものである。

(証拠の標目)(略)

(累犯前科)

被告人は、(1) 平成5年6月18日福岡地方裁判所小倉支部で詐欺罪により懲役2年4月に処せられ、同7年10月8日その刑の執行を受け終わり、(2) その後犯した詐欺罪により同10年2月12日福岡地方裁判所行橋支部で懲役1年3月に処せられ、同11年4月2日その刑の執行を受け終わったものであって、これらの事実は判決書謄本(乙17、18)及び前科

調書(乙16)によって認められる(判示第2ないし第6の罪については, (2)のみが累犯前科となる。)。

(法令の適用)

罰条

いずれも(判示第6の1, 2については包括して), 刑法60条, 246条1項に該当 累犯加重

判示第1の罪については,同法59条,56条1項,57条(3犯),その余の罪については,いずれも同法56条1項,57条

併合罪の処理

同法45条前段,47条本文,10条(犯情の最も重い判示第1の罪の刑に同法14条の制限内で法定の加重)

未決勾留日数の算入

同法21条

(訴訟費用はない。)

(量刑の理由)

本件は、被告人が、複数の共犯者とともに交通事故を装い保険会社や農業協同組合から自動車保険金ないし自動車共済金名下に金員を騙し取った詐欺6犯の事案であるが、本件各犯行は、いずれも被告人を含めて4名又は5名の者の共同行為によるもので、共犯者の総勢は12名となる大がかりなものであり、また、被害総額も1500万円以上にのぼるもので、本件のような犯行がまかり通れば、掛け金の値上がりなど、真面目に自動車保険制度を利用している一般の善良な利用者が多大な迷惑を被ることにもなり得るものであって、その犯行の悪質性や社会的影響、結果はいずれも極めて大きい。しかるところ、被告人は、平成5年、同10年にいずれも詐欺罪で実刑判決を受けながら、自己の自動車や保険制度についての豊富な知識を生かして本件各犯行を画策・計画し、それらの具体的過程等において、いずれも中心的な役割を果たし、多くの友人や知人を犯罪に巻き込んだほか、本件だけでも総額数百万円の利得を得ている。しかし、利得金は遊興費や借金の返済等に費消して、被害弁償が何らなされておらず、被害者側の処罰感情も当然大きいものである。そして、本件各犯行の具体的計画・内容等を見ても、被告人の狡猾さがうかがわれ、もとより、本件各犯行の動機に何ら酌むべき点はないのであり、以上を総合すると、犯情は殊のほか悪質であって、被告人の刑事責任は重大であるといわざるを得ない。

他方,被告人は,本件各犯行の性質や影響,社会的重大性等について理解を示し、これまでの生活態度等を含めて反省の態度をあらわにしていること、また、社会復帰後には必ず被害弁償をしたい旨誓っていることなど、被告人のために酌むべき事情もあるので、当裁判所は、これら一切の事情を考慮し、主文の量刑をした。

(検察官 田代英明, 私選弁護人 岡田基志 各出席)

(求刑 懲役6年)

平成14年9月12日

福岡地方裁判所小倉支部第1刑事部

裁判官 西森英司